

議案第79号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、高齢者福祉の増進を図るため、高取老人いこいの家及び西都老人いこいの家を新設するとともに、今津老人いこいの家の新築移転に伴い、その位置を改める必要があるによる。

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例

福岡市立老人いこいの家条例（昭和51年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。
別表福岡市立今津老人いこいの家の項中「字浜崎」を削り、同表に次のように加える。

福岡市立高取老人いこいの家	福岡市早良区高取一丁目
福岡市立西都老人いこいの家	福岡市西区女原北

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表に福岡市立西都老人いこいの家の項を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。